

あとがき

編集顧問

糸満盛憲
越智隆弘
荻野利彦
小野啓郎
清水克時
竹光義治
守屋秀繁
富田勝郎
山室隆夫
矢部 裕

編集主幹

菊地 臣一
編集委員
金谷文則
黒坂昌弘
高岸憲二
土屋弘行
戸山芳昭
内藤正俊
吉川秀樹

編集同人

生田義和 澤村誠志
井樋栄二 田辺剛造
岩田 久 田畑四郎
岩本幸英 玉置哲也
大井利夫 中村耕三
小野村敏信 馬場久敏
加藤博之 浜西千秋
金田清志 佛淵孝夫
腰野富久 三笠元彦
紺野慎一 三浦隆行
楠田喜三郎 持田讓治
酒 匂 崇 山田治基
桜井 実 吉川靖三

9月8日に、2020年東京オリンピック開催が決定いたしました。前回の東京開催は1964年でしたので、日本での夏季オリンピックは、実に56年ぶりとなります。わが国にとっては、経済効果(3~150兆円以上)はもちろんのこと、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えるという点での精神的効果が多大であると考えます。すでに開催決定前の8月に公表されていた、安倍内閣の平成26年度文部科学省概算要求では、主要事項として「スポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興」に490億円の予算が計上されていました。この計画の中には、「スポーツアカデミー形成支援事業」(スポーツ医学研究の推進のための中核拠点形成など)、「メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業」(トレーニング機器の開発、コンディショニング・疲労回復法の研究開発、バイオマテリアルの開発など)が含まれています。開催が正式に決定しましたので、今後さらに、補正予算などの大型予算が、これらの事業に予算配分される可能性が強いと考えます。われわれ整形外科医は、スポーツ医学に最も近い位置に立っていますので、大きな活躍の機会を得たと思います。一方では、国民の整形外科医への期待が益々大きくなることが予想され、スポーツ医学のさらなる発展、2020年東京オリンピックの成功に大いに貢献する責務があると考えます。

さて、今月号では、脊椎脊髄手術関連の論文が多く掲載されています。「椎弓スパーサーとしての人工骨の吸収過程」、「椎間孔狭窄のMRI診断」、「頸椎低侵襲後方固定術」、「頸椎椎弓形成術における頸半棘筋付着部の温存」など、いずれも興味深い内容になっています。また、最新基礎科学欄では「iPS細胞による脊髄再生治療」、症例報告では「化膿性脊椎炎の持続洗浄ドレナージ」が掲載されています。今月号のLECTURE欄は、特に充実しております。須藤啓広先生にビタミンDと転倒に関する最近のメタ解析を総括していただき、転倒予防におけるビタミンDの重要性を改めて認識することができました。また篠原仁先生には、外来診療で遭遇する可能性の高い実際の症例を提示して、慢性疼痛の診察、所見、治療方針などを解説していただきました。両LECTUREとも、大変読みやすい内容になっており、明日からの診療に必ずお役に立てるものと信じております。ぜひ一読ください。(吉川秀樹)

臨床整形外科 (第48巻第11号)

2013年11月25日発行(毎月1回25日発行)

定価2,625円(本体2,500円+税5%)

2013年 年間購読料(税込、送料弊社負担)

冊子版 29,400円

冊子+電子版/個人 34,400円

冊子+電子版/共有 38,900円

電子版/個人 29,400円

電子版/共有 33,900円

E-mail rinseige@igaku-shoin.co.jp

Web <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/rinseige>

オンライン投稿 ID: rinseige パスワード: rinseige

発行 株式会社 医学書院

代表者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

電話 編集室直通 (03)3817-5702(担当:石井・山崎)

販売部直通 (03)3817-5659

ファクシミリ (03)3815-7802

振替口座 00170-9-96693 番

印刷所 (株)アイワード 電話 (011)241-9341

広告申込所 (株)医薬広告社 電話 (03)3814-1971

・Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku Tokyo © 2013, Printed in Japan.

・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は(株)医学書院が保有します。

・本誌を無断で複製する行為(複写、スキャン、デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的(診療、研究活動を含む)で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・**JCOPY** (株)出版者著作権管理機構委託出版物)

本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(株)出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp)の承諾を得てください。